

議 長 日程第5「議案第42号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第42号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年9月9日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を入ります。

町 民 課 長 松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正により一部を改正するものでございます。マイナンバー法の改正につきましては、今までマイナンバーの通知カードというものがございましたが、それが廃止となりました。それに伴い、松田町で再交付する際に手数料500円を頂いていたものを削るものでございます。

一番最後です、参考資料を御覧ください。現行のところですね、第2条26号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料、1件につき500円を削ります。それと第27号を26号とし、28号から30号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

改正条例の本文にお戻りください。下段附則、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございません

か。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第42号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩します。 (10時24分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時30分)